

滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度について

環びわ湖大学コンソーシアム単位互換制度とは、滋賀県内にある12の大学や短期大学の科目を履修し、それを所属大学・短期大学の単位として認定してもらう制度です。

この制度は、2005年度から開始され、滋賀県特有の内容をテーマにした科目や、各大学・短期大学の学部・学科・専攻の特徴的な科目など、74科目が提供されています。これらの大学・短期大学に在学する学生は所属大学・短期大学の定める範囲において、受講料無料で(ただし、科目により所定の実習費が必要な場合があります)単位互換科目を受講することができます。受講を希望する学生は「2007年度単位互換履修生出願票」(本冊子巻末に添付)により出願してください。なお、どの科目を合計何科目・何単位まで受講できるかは、各自の所属する大学・短期大学によって取り扱いが異なりますので、事前に所属大学・短期大学で確認してください。

出願手続き・方法について

1.出願資格

滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度の参加大学に在籍する学生(国内交換学生を含む)は、所属大学の許可があれば、誰でも受講資格があります。ただし、滋賀県以外にもキャンパスがある大学の場合、滋賀県のキャンパスに所属する学生のみ受講が可能となります。

また単位認定可能な科目の種類や単位数の上限は所属大学・短期大学によって異なります。詳細は所属大学・短期大学で開催されるガイダンスや担当窓口で確認をしてください。

なお、国内交換学生で、現在所属している大学が出願を認めている大学は以下の通りです。

所属大学名	在籍大学名
立命館大学	立命館アジア太平洋大学

2.出願方法・出願期間・出願書類提出場所・費用

前期・後期とも、すべて2007年4月上中旬の所定期間(期日は所属大学・短期大学により異なる)に所属大学・短期大学の担当窓口で出願受付を行います。なお受講機会の拡大のため、夏期集中科目、秋学期科目、後期科目で受講定員に余裕がある科目について6月初旬に追加募集を行います。(追加募集の許可通知は7月初旬頃の予定)

提出書類は「2007年度単位互換履修生出願票」です。1科目につき1部記入して、所属大学・短期大学の担当窓口へ提出してください。

費用は、実習・演習費が別途必要な場合を除いて無料です。実習・演習費が必要な科目については、履修許可通知の後、科目開設大学・短期大学の指示にしたがって納入してください。

3.履修許可および履修手続き

提出した出願票は科目開設大学・短期大学に送付され、出願者多数の場合は選考を行い(原則

として、出願票に各自が記載した「志望理由」をもとに選考します)、選考結果は所属大学・短期大学を通じて出願者に通知されます。許可通知は4月末頃の予定です。

許可通知の後、科目開設大学・短期大学によっては「特別聴講生証」(単位互換履修生証)発行などのために別途手続きを必要とする場合もありますので、科目開設大学・短期大学の指示に従ってください。この手続きを完了していない場合は受講できなくなることもありますので、注意してください。

4.仮受講について

春学期科目、前期科目の場合、履修許可通知が授業開始に間に合わない場合があります。この場合、履修許可通知があるまでは、出願している科目を受講することが可能です。

5.出願から受講までの流れ

1) 履修計画を立てる(3月末～4月初旬)

募集ガイドや所属大学・短期大学で実施されるガイダンスを参考にしながら、各自で履修計画をたてましょう。

2) 出願をする

開講時期に関わらず、全科目の出願受付を4月上・中旬に一斉に行います。

出願票に記入をし(1科目に1枚)、所属大学・短期大学の担当窓口に提出してください。

<出願票記入に際しての注意点>

- ・記入漏れ、記入間違いがないか十分に確認してください。
- ・志望理由は詳しく記入してください。
- ・所属大学・短期大学により、提出期間が異なりますので注意してください。

3) 許可発表

出願票(志望理由)をもとに、科目開設大学・短期大学において選考のうえ、4月末頃に許可発表されますので、所属大学・短期大学の掲示板等で必ず確認してください。

なお、許可発表までは仮受講をしてください。

6.他大学での取り扱い

履修手続きを完了した学生は、科目開設大学・短期大学における「特別聴講生」等(大学によって呼称は異なる)となります。履修許可通知を受けた科目につき受講することができ、その科目を受講して試験に合格すれば、単位の認定を受けることができます。履修期間中は科目開設大学・短期大学の定める範囲において、図書館などの施設を利用できます。

科目開設大学・短期大学によっては、「特別聴講生証(身分証明書)」(大学によって名称は異なります)を交付します。その手続については許可発表の際に所属大学・短期大学の掲示板等でお知らせします。また、これらの大学では、「特別聴講生証(身分証明書)」を携帯していないと学内に入構できない場合もありますので、授業に出席の際は必ず携行してください。

7.休講・補講・教室変更の連絡

休講等の連絡は、原則として科目開設大学・短期大学から皆さんが所属している大学・短期大学へ通知します。所属大学・短期大学の掲示板等で確認するようにしてください。

8.卒業年次の方へ

4年生時など卒業年次の方は、以下の点に十分注意した上で出願してください。

- (1)出願する科目が、所属大学・短期大学で卒業必要単位となるか。
- (2)9月卒業予定者は、出願する科目の成績処理日程も確認する。
- (3)所属大学・短期大学で卒業必要単位を履修登録しておくこと。

9.障害学生へのアシスト

ノートテイクなどが必要な場合は、所属大学・短期大学の担当窓口へご相談ください。